

西宮市内部統制推進本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市内部統制に係る体制の整備及び運用に関する規則に基づき、西宮市内部統制推進本部（以下「推進本部」という。）の運営に関する事項について定める。

(構成)

第2条 推進本部は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第3条 本部長が必要と認めた場合は、一部の構成員を招集することができる。

2 推進本部の下に、次に掲げる作業部会を設置する。

- (1) 事務処理適正化作業部会
- (2) 共通事務作業部会
- (3) その他本部長が必要と認める作業部会

3 本部長が必要と認めた場合は、書面協議により会議に代えることができる。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市長	
副市長	田村副市長
副市長	北田副市長
教育委員会	教育長
政策局	政策局長
総務局	危機管理監 総務局長 総務局担当理事
財務局	財務局長
市民局	市民局長
産業文化局	産業文化局長
健康福祉局	健康福祉局長
こども支援局	こども支援局長
環境局	環境局長
都市局	都市局長
土木局	土木局長
会計管理者	
消防局	消防局長
教育委員会	佐々木教育次長 藤井教育次長
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長
公平委員会事務局	公平委員会事務局長
農業委員会事務局	農業委員会事務局長
議会事務局	議会事務局長